

商工「すど」かわら版

第239号
小須戸
商工会

5月の花
カーネーション



第60回小須戸商工会通常総会の 書面開催について

今回で第60回を迎える小須戸商工会通常総会ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度は書面議決により開催させていただきますこととなりました。

書面議決では総会が有効に成立するため、商工会員の過半数から議決していただく必要がありますので、同封してある総会資料をご確認のうえ、ご協力よろしくお願いたします。

「すど」すど令和二年場所 参加店の募集について

今年で六回目を迎える地域振興助成事業の「すど」すど「すど」売出し事業を開催します。

つきましては、参加店の募集をお願いしますので、ぜひご参加ください。

【事業内容】

夏と秋に二回売出しを行います。売出しに合わせて小須戸地域限定の

プレミアム付商品券を販売します。この商品券は商工会が発行し、売出し参加店のみで使用することができます。詳細は折込の実施要領をご覧ください。お申し込みは折込の申込書に必要事項をご記入のうえ、商工会までファックス等でお申込みください。

小規模事業者持続化補助金について

小規模事業者持続化補助金についてお知らせします。

「一般型」の公募要領改定

【令和二年四月十五日からの主な変更点】

- ① 通常五〇万円の補助上限額について、一〇〇万円に引き上げる措置
- ② 対象に「法人設立日が二〇二〇年一月一日以降である会社（企業組合・協業組合を含む）、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が二〇二〇年一月一日以降である個人事業主」が追加されました。

新様式や新公募要領は商工会ホー

ページに掲載してありますので、ご利用ください。

「コロナ特別対応型」の公募予定

- 【申請受付】五月一日（金）
- 【第一回商工会受付締切】五月八日（金）
- 【第二回商工会受付締切】五月二十二日（金）
- 【補助率】2/3（上限一〇〇万円）
- 【留意点】

● 補助対象経費の六分の一以上が、次の要件に合致する投資を行う小規模事業者等が補助対象となります。

- ① 製造の工程で一部の製造工程がうまく稼働しないことへの対応
- ② 非対面型ビジネスモデルへの転換
- ③ テレワーク環境の整備

● 「一般型」とは、制度等に一部異なる点がありますので、ご注意ください。

雇用調整助成金等の支援策に

係る社労士の会の解説動画

全国社会保険労務士連合会では、

新型コロナウイルス感染症の急激な拡大に伴い、臨時休業や雇用調整等、事業の継続に向けた緊急対応を余儀なくされている状況を受け、一社でも多くの事業主と一人でも多くの労働者の雇用を守る取り組みを進めるため、政府の各種支援策を全国の事業主にスピード感をもって、広く行き届くよう正確な情報提供や周知広告を行っています。

つきましては、支援策についての概要や申請方法を解説した動画を公開しましたので、政府の支援策を効果活用ください。

【動画公開先】

全国社会保険労務士連合会ホームページ（動画開設）新型コロナウイルス感染症関連助成金・支援金
<https://www.shakahokenroumushi.jp/Default.aspx?TabId=713>

無料法律相談会を面談型から

電話相談型に切り替えます

新潟県商工会連合会では、毎月無料法律相談会を開催しています。通常は面談型の相談にて対応しておりますが、現在は新型コロナウイルス感染症対策として、当面の間、電話に

て相談を受け付けます。

【五月の相談日】

八日(金)、十三日(水)、十四日(木)、十五日(金)、二十日(水)、二十六日(火)、二十八日(木)、二十九日(金)

【相談時間】

いずれの日程も午前十時～正午まで、一回の相談に付き三十分程度とさせていただきます。

【相談会場・申込先】

新潟県商工会連合会・広域指導センター ☎〇二五・二八三・一三二一

【留意点】

今後の流行状況等によっては、相談日や会場を変更する可能性があるため、ご利用の際は事前に新潟県商工会連合会・広域指導センターまでお問い合わせください。

GW連休中の新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口の開設について

新潟県商工会連合会では、持続化給付金の創設等を含む令和二年度補正予算の成立が四月末に見込まれることから、制度の詳細(申請先、申請手続き等)が明らかにされる連休期間中の相談対応ニーズの増加を予想し

て次のとおり連休期間中の新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口を開設します。

なお、感染予防の観点から、相談方法は電話またはウエブ会話(会議)システムによる対応のみとなります。

【五月の開設日】

二日(土)、三日(日)、四日(月)、六日(水)

【受付時間】

午前九時から午後四時三十分まで

【相談先】

新潟県商工会連合会・広域指導センター ☎〇二五・二八三・一三二一

【留意点】

・当日は、会場に職員一名で対応します。
・ウエブ会話(会議)システムをご利用の際は、事前に電話連絡のうえ、相談者のネット環境や機器等の確認後に対応します。なお、ウエブ会話システムは、商工会の環境を利用できません。

新型コロナウイルス感染拡大の原因とした個別指定による期限延長の税金口座振替納付日について

新型コロナウイルス感染症の影響

により確定申告の期限延長とそれに伴う口座振替日をお知らせします。

【期限再延長後の申告日】

令和二年四月十七(金)～

五月二十九日(金)

【振替納付日】

令和二年六月十五日(月)

新型コロナウイルスの影響により

振替納付日までに納税資金の準備が困難な場合は、

税務署に申請することにより、納税についての猶予制度

を適用できる場合がありますので、

お早めに新津税務署・個人課税部門

☎二二・二二五三へご相談ください。

【緊急事態宣言時に事業の継続の求められる事業所で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について】

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる医療体制の維持、支援が必要な方々の保護の継続、国民の安定的な生活の確保、社会の安定の維持等に不可欠な業務を行う事業者については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただくよう、ご協力をお願いします。

【労務管理の主な取り組み】

- 一. テレワーク支援措置の活用
- 二. 雇用調整助成金を活用した休業の実施
- 三. 職場における感染防止等の推進

- (①労働衛生管理体制の再確認、②換気の徹底等の作業環境管理、③職場の実態に応じた作業管理、④手洗いの励行など感染予防に関する基本的な知識も含めた労働衛生教育、⑤日々の体調管理等も含めた健康管理)

新潟県から新型コロナウイルス感染症予防への協力

新潟県では新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置として、該当する施設等を運営する事業者に対して、施設の使用停止等の協力要請を行いました。感染拡大を予防するためにも、大型連休中の県外への移動を自粛する等、皆様の協力が不可欠となります。県知事から「県民の皆様へお願い」は商工会ホームページに掲載がありますので、ご確認ください。

(<https://www.kosudo-sci.or.jp/news/>)